

公 告 第 2 8 1 号

平成19年2月15日
日本旅行健康保険組合
理事長 安富 徹

平成19年度における標準報酬月額公告

健康保険法第47条の規定による、当組合の平成18年9月30日現在における全被保険者の同月の標準報酬月額を平均した額および平成19年度の標準報酬は、下記のとおりであることを公告します。

記

- | | |
|--------------------------|-------------------------|
| 1. 平成18年9月30日現在の平均標準報酬月額 | 319,232円 |
| 2. 平成19年度における標準報酬 23等級 | 320,000円 |
| 3. 適用期間 | 平成19年4月1日から平成20年3月31日まで |

(注)上記2.の標準報酬は、任意継続被保険者の平成19年度における上限額として適用されるものです。

以上